

足健こ第300号

令和2年3月5日

保育所・認定こども園
保護者各位

足利市長 和 泉 聡
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染予防のために保育所等を休園した場合の
利用者負担額（保育料）の取り扱いについて

日頃より、保育所の運営にご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、足利市では、令和2年3月2日より当面の間、子ども達への新型コロナウイルス感染を防ぐため、希望保育の要請をお願いいたしました。

希望保育を行っている間に、家庭保育に協力いただき、園を休園した場合の利用者負担額（保育料）の取り扱いについて、以下のとおりとさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1. 減免の対象

希望保育により保育園等を1月あたり6日（※）以上休んだ場合において、月額の利用者負担額（保育料）を日割りにより再計算し、差額分を減額といたします。

※国の法令では園児等の感染に伴い、保育園等が5日を超えて臨時休園の措置を講じた場合に適用となりますが、今回の本市の減免措置はこの法令を根拠としています。

例) 1月あたり8日希望保育により園を休んだ場合の利用者負担額（月額 28,000 円）
月額 28,000 円 × 8日 / 25日 = 8,960 円（減額）

注) 土曜日は、事前に保育の届け出をし、その後家庭保育で休んだ場合に適用します。

2. 請求方法

該当する方には、保育所等から減免申請書をお送りしますので、記入して提出してください。（希望保育が解除された後に減免申請書をお送りする予定です。）

注1) 3月分の利用者負担額（保育料）については、通常どおり徴収させていただきますが、減免額が確定した後に差額を保護者へ返金いたします。

注2) 延長保育料は対象外となります。

お問合せ先
足利市役所健康福祉部こども課
TEL0284-20-2138